

## <参考様式1>

# 津山市立河辺小学校 いじめ防止基本方針

平成30年4月 策定  
(令和6年4月 改訂)

## めざす子ども像

- 命の尊さに気づき、かけがえのない命についての考え方や認識を深め広げることができる子
- いじめやいじめにつながる行為を、絶対に許さないといい強い気持ちを持つ子
- 自他の人権を認め合い、自己肯定感を高め、自己の良さを十分に發揮できる子
- いろいろな特徴を持つ仲間を受け入れ、優しさと強さを合わせ持つ子

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

- 取組を推進するため、いじめ対策委員会には、生徒指導主事以外に各学年の教職員も参画し、問題の解決のための取組を行う。また、児童のスマートフォン等の所有・利用実態把握を行  
い、その結果を基に児童への情報モラルについての教育の推進を図る。
  - いじめの未然防止に向けた主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己肯定感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
  - 学級の生活に安心感があり、どの子にも居場所とつながりがある学校を目指すことで、いじめの土壤を生みにくいうようにする。
  - いじめの早期発見のためにアンケートを実施し、得られた情報を教職員間で共有を図る。
- <重点となる取組>
- アンケートの集約・検討によりいじめの実態についての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を実施する。また、教育相談を実施し、個別支援を行う。
  - 「いじめについて考える週間」において、児童会が実施する取組を支援し、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。

## 保護者・地域との連携

### <連携の内容>

- 学校基本方針を学校だよりで説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、学校ホームページにも掲載し、PTA研修会や地区別懇談会等を活用したいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。
- 学校評議員の協力を得て、地域の方々との懇談の機会を設け、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
- インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方等について啓発のためのPTA対象の研修会を実施する。
- 学校便りやPTA会報に、いじめ問題等の各種相談窓口や学校の教育相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。
- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携し、教育相談やケース会議を実施する。

## 学 校

### いじめ対策委員会

#### <対策委員会の役割>

- 基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・相談窓口、発生したいじめ事案への対応

#### <対策委員会の開催時期>

- 年3回開催(学期ごと)

#### <対策委員会の内容の教職員への伝達>

- 直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は終礼等で伝達。

#### <構成メンバー>

- 校外  
SC、SSW、学校運営協議員等
- 校内  
校長、教頭、生徒指導主事、児童支援、養護教諭、登校支援員等

### 全 教 職 員

## 関係機関等との連携

### <連携機関名>

- 津山市教育委員会

### <連携の内容>

- 青バトによる監視、保護者支援のための専門スタッフ(SC等)の派遣

### <学校側の窓口>

- 教頭・生徒指導主事

### <連携機関名>

- 警察署

- スクールサポートセンター

### <連携の内容>

- 非行防止教室等の実施

- 情報交換、連絡会議の開催

### <学校側の窓口>

- 教頭

### <その他連携機関>

- 児童相談所・こども子育て課・医療機関

## 学 校 が 実 施 す る 取 組

### ① いじめの防止

- (教員研修)
  - 居場所とつながりある学校づくりを推進し、いじめが起きにくい環境をつくり、常に子どもに寄り添う姿勢で児童にあたる。
  - 教職員の指導力向上のための研修として、児童のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修会を行う。
  - 教職員は児童の訴える力の育成に努め、見て見ぬ振りをしないなど互いに支えあう風土を培うと共に、定期的に児童の様子や取り組みの実態を交流し合う。
- (児童会活動)
  - いじめについて考える週間において自他の人権について考えいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。
- (居場所づくり)
  - 日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己肯定感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
- (情報モラル教育)
  - ネット上のいじめを防止するために、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を全学年で行う。

### ② 早期発見

- (実態把握)
  - 児童の実態把握のためのアンケートを実施し、年2回の教育相談を行うことで、児童の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。
- (相談体制の確立)
  - 相談担当の教職員を中心として、全ての教員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。
- (情報共有)
  - 児童の気になる変化や行為があった場合、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。
  - 児童の状況等については事実関係や指導の経緯等の情報を適切に記録し、保管する。
- (家庭への啓発)
  - 積極的ないじめの認知につながるよう、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。

### ③ いじめへの対処

- (いじめの有無の確認)
  - 本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。
- (いじめへの組織的対応の検討)
  - いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。
- (いじめられた児童への支援)
  - いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に当該児童及びその保護者に対して支援を行う。
- (いじめた児童への指導)
  - いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行う。また、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。